(TAINS

SERIES TAINS解体新書

富裕層通達と タワーマンション裁決



Tax Accountant Information Network System

はじめに

解体新書では、TAINSに収録され ている数多くの情報の中から、新しく 入手した情報、新しい切り口での話題 などを、毎月、お知らせしています。

いま、話題のいくつかのテーマに関 係する情報として、今月の解体新書 は、収録されている情報の中でも、目 新しいテーマを選びました。

I 重点管理富裕層試行通達

平成27年6月29日に国税庁長官から 東京・名古屋・大阪の各国税局長宛て に発遣された課総4-4ほか4課共 同、国税庁長官通達「重点管理富裕層 に係る管理等の試行について(指示)」 を収録しました。

この通達の「趣旨」は、いわゆる富 裕層の非事業性所得の動向把握と情報 分析が重要であるとした上で、特に「重 点管理富裕層」の管理と調査体制の充 実強化を図るための留意すべき事項が 定められています。

また、「別添」資料は「重点管理富 裕層に係る管理・調査体制の事務運営 要領」で、「第1 管理の目的」、「第 2 管理体制 | 、「第3 調査体制 | 、「第 4 調査管理課等への情報収集依頼 等」となっています。

更に、別紙リンク先に収録した「重 点管理富裕層名簿」用紙の各項目は、 縮小されていて非常に読み取りにくい のですが、「財産債務調書」「国外財産 調書」「会社四季報」「マスコミ記事等」 などの項目があります。

この通達の検索方法ですが、キーワ ード「富裕層」では、60件も出力され ますので、下記のように入力してくだ さい。キーワードを思い出せない場合 には「富裕層」で検索し、最後の60番 目がこの通達になります。

【キーワード】

重点管理富裕層名簿……→ 1件

Ⅱ タワーマンション

いま、タワーマンションについての ニュースが過熱気味ですが、何階以上 をタワーマンションと呼ぶのかについ ては、特に定義はありません。

TAINSの税法データベースを検索 すると、非公開裁決が1件収録されて います。裁決書では、特に「タワーマ ンション」とは書いてありませんが、 裁決書の別紙2の物件目録によればこ の部屋は30階部分91.59㎡とされてい ますから、タワーマンションに該当す ると思われます。

「審査請求人が被相続人に無断で行 ったタワーマンションの購入価額と相 続税評価額との差額を利用した節税行 為は、課税標準等又は税額等の計算の 基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装 したとまでいえないとして、重加算税 の賦課決定処分が違法であるとされた 事例 | 平成23-07-01の非公開裁決(F 0-3-326) です。

1. 概要

この事件は、審査請求人が、タワー マンション30階の1室を、相続財産と して評価基本通達に基づき評価して相 続税の申告をしたのに対し、原処分庁 が、請求人は、相続開始日に死亡した 養父である被相続人から同マンション の取得に係る代金相当額の贈与を受け たとみなされるから、その代金相当額 は相続開始前3年以内の贈与財産に該 当し相続税の課税価格に加算されると して相続税の更正処分及び重加算税の 賦課決定処分を行ったことから、請求 人が、当該各処分の全部の取消しを求 めた事案です。

2. 争点

争点は、

- ① 調査の違法性
- ② 更正処分等の理由の差替えの可否
- ③ 本件マンションは相続財産か否か
- ④ 相続財産である場合の評価方法

⑤ 重加算税賦課決定処分の適否 と5項目にわたります。

3. 裁決の要旨

- (1)調査手続に違法な点は認められず、 収集された被相続人のカルテ等は違 法収集証拠とはならないから、証拠 能力は否定されない。
- (2)理由の差替えは違法とはならない。
- (3)被相続人は意思無能力者であったか ら、委任契約は無効であり、本件売 買契約は無権代理行為となるがー中 略ー被相続人の資格において無権代 理行為の追認拒絶権を行使すること は信義則上認められないから、無権 代理行為は当然有効となる。したが って、本件マンションは、本件相続 の相続財産となる。
- (4)本件マンションは評価基本通達の定 めによらず、他の合理的な方法によ る評価が許されるものと解するのが 相当である。そうすると、①被相続 人の本件マンション取得時(平成19 年8月)と相続開始時が近接してい ること、②被相続人の本件マンショ ンの取得時の金額が2億9300万円で あること、③請求人から本件マンシ ョンを取得したBが売却を依頼した 時点(平成20年7月及び同年8月) の媒介価額は、3億1500万円である こと、④本件マンションの近傍にお ける基準地の価格は、相続開始日の 前後においてほぼ横ばいであること 等を参酌すると、相続開始時におけ る本件マンションの時価は、取得価 額とほぼ同等と考えられるから、本 件マンションは2億9300万円と評価 するのが相当である。
- (5)相続税の申告において、請求人の納 付すべき税額が過少となったのは、 本件マンションの評価基本通達に基 づく評価額とその実勢価額に開差が あることにより生じたものであり、 請求人の上記行為によって直ちに生 じたものではない。したがって、請

求人の行為をもって隠ぺい又は仮装 したとまで評価することはできず、 請求人に対する重加算税賦課決定処

------ 朝倉 洋子_[目黒支部]

4. コメント

分は、違法である。

審判所は本件非公開裁決について、 ①このマンションを購入した目的は節

税のためであること、 ②このマンションの購入価額は、2億 9300万円であり、これを評価通達に 基づいて評価すると、土地4118万円

余、建物1683万円余、計5802万円余

- となること、 ③このマンションを購入してから譲渡 するまでの間、被相続人がこのマン ションを訪れたことはないこと、
- ④請求人は、被相続人の死亡後約4か 月で売却の依頼をしていること、
- 等の事実を認定しています。

平成27年11月3日の新聞各紙は国税 庁がタワーマンションを使った節税に つき、監視を強化、チェック厳しくな どとする記事を一斉に掲載しました。

ここで紹介した裁決は、非公開であ ったため、情報公開法に基づいて開示 請求を行い、TAINSに収録したもの です。不服審判所の裁決事例として は、過去にタワーマンションの否認事 例は収録されておりません。

国税不服審判所の「裁決結果の公表 の基準」には「納税者の適正な申告及 び納税のために有用であり、かつ、先 例性があるもの」と定めてあります。

このように、適正な申告・納税のた めに有用であり、かつ、先例もなかっ た事案については、公表裁決とされる ことが望まれます。

【追記】国税庁は10/27、政府税制 調査会で評基通第6項を適用する旨の コメントを発表。

収録内容に関するお問い合わせは データベース編集室へ TEL 03-5496-1416

②MJSの専門セミナー、システム研修

全国飞年間約1,200回開催、 延べ約25,000名機が参加!

会計事務所所長・職員の皆様へ、 スキルアップの機会を 紹介しています。 でした? 顧問先の多種多様な **-ズに応えるためにも、** ぜひご活用ください!

顧問先をバックアップ、 顧問先の経営者様・経理担当者様にも、ぜひ、ご案内ください。

255 最寄りの地域での開催スケジュールは

MJS セミナー

Q

財務と経営システムのリーディング・カンバニー 東証第一部上場 株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928)

菊川怜